b)　衛星系VDESは、海上安全の強化のために増加する海上通信への要求を満足することから、世界規模でVHF安全通信を増進する可能性を提供していること。
c)　この衛星系は、地上系VDES（AIS、ASM及びVDE）とともに運用することが可能であり、かつ、地上系VDESに干渉を与えて、妨害してはならないこと。
d)　衛星系は、既存の業務並びに154-156MHzの下隣接周波数帯及び162-164MHzの上隣接周波数帯に定義されている隣接周波数帯でのそれらの業務に対して、並びにITU-R勧告M.2092に定めるDSC、AIS並びに音声による遭難、安全及び呼出しチャネルのような、既存のVDESを実施する全てのほかの系に対して、有害な混信を生じてはならないこと。
e)　衛星受信機は、既存の業務並びに154-156MHzの下隣接周波数帯及び162-164MHzの上隣接周波数帯に定義されている隣接周波数帯でのそれらの業務からの有害な混信に対して抵抗力を持っていなければならないこと。
f)　ITU-R勧告M.2092に定めるVDESが付録第18号の周波数帯を使用していることから、衛星系VDESの実施は付録第18号の周波数を使用するときにより効果を発揮すること。
g)　衛星系VDESが必要とするスペクトラムを特定する研究を行うべきこと。
h)　一部の主管庁が、衛星系VDESの実験を開始し、それを継続するであろうこと。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果を基に、新たな衛星系VDESを可能とするために、この系が現在の地上系VDES、ASM及びAISの運用を低下させないこと、並びに認識事項 d)及びe)に述べた周波数帯及び隣接する周波数帯による既存の業務にいかなる追加の制約をも課さないことを確保しつつ、海上移動衛星業務（MMSS）（地球から宇宙及び宇宙から地球）への新たなスペクトラム、望ましくは付録第18号の156.0125-157.4375MHz及び160.6125-162.0375MHzの周波数帯の中での分配を含む、無線通信規則の改定の検討を行うこと。

以下をITU-Rに要請し、

緊急の事項として、及びWRC-19に間に合うように、VDESアプリケーションのためのMMSS（地球から宇宙及び宇宙から地球）へのスペクトラムの分配を含め、規制上の措置の可能性を決定するために、衛星系VDESと認識事項 d)及びe)に規定した同一の及び隣接する周波数帯による既存業務との共用及び両立性の研究を行うこと。

以下を更に要請し、

ITU-Rの全ての構成員、IMO、世界気象機関（WMO）、国際水路機関（IHO）、国際航路標識協会（IALA）、国際電気標準会議（IEC）及び国際海事無線会議（CIRM）がこれらの研究に寄与すること。

以下を主管庁に要請し、

衛星系VDESの屋外実験に参加し、支援を行うこと。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO、WMO、IHO、IEC、IALA、CIRMその他の関連する国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第361（WRC-15）　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の近代化のための並びに電子航行の実現に関する規制条項の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　海運能力を高めるための海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の通信能力の向上に対する継続的な需要が世界的規模で存在すること。
b)　国際海事機関（IMO）が、GMDSSの近代化を検討していること。
c)　高度化された海上MF/HF/VHFデータシステム及び衛星通信システムが、海上安全情報（MSI）その他のGMDSS通信を提供するために使用される可能性があること。
d)　IMOが、新たな世界的及び地域的GMDSS衛星業務事業者を検討していること。
e)　GMDSSの近代化について、WRC-19が規制上の措置をとり始めているであろうこと。
f)　IMOが、電子航行を導入する過程にあり、電子航行を、停泊地間の航行並びに海上における安全及び保安のための関連する業務並びに海洋環境の保護を向上するための電子的な手段による船上及び沿岸の海洋情報の調和のとれた収集、統合、交換、表示及び分析として定義付けていること。
g)　GMDSSの近代化は、電子航行の発展により影響を受ける可能性があること。

以下に留意し、

a)　効率性を向上させ、新しいデジタル技術のための周波数帯を導入するために、WRC-12が付録第17号及び第18号を見直したこと。
b)　船舶及び港湾のための海上保安システムに使用する規制条項及びスペクトル分配をWRC-12が見直したこと

以下に更に留意し、

効率を向上させ、及び新しいデジタル技術のための周波数帯を導入するために、WRC-12及び本会議が、付録第18号を見直したこと。

以下を認識し、

a)　高度化された海上通信システムが、GMDSSの近代化及び電子航行の実現を支援する可能性があること。
b)　GMDSSの近代化及び電子航行を実現するためのIMOの取組は、高度化された海上通信システムに対応するために無線通信規則の見直しを必要とする可能性があること。
c)　海運及び通商の安全な運用並びに海上の安全を確保する上でのこれらの無線回線の重要性に鑑み、これらの回線は、混信に対し抵抗力を持っていなければならないこと。

以下を2023年世界無線通信会議に要請することを決議し、

1　GMDSSの近代化を支援するための規制上の措置を決定するため、IMOの活動並びにIMOから提供される情報及び要件を考慮すること。
2　ITU無線通信部門（ITU-R）の研究に基づいたスペクトル分配を含めた、電子航行を支援する海上移動業務のための規制上の措置の可能性を検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

IMOの活動を考慮しつつ、GMDSSの近代化及び電子航行の実現を支援するため、スペクトルの必要性及び規制上の措置を決定するための研究を行うこと。

以下の要請をし、

1　IMOに対し、ITU-Rの研究で考慮すべき要件及び情報を提供することにより、研究に積極的に参加すること。
2　国際航路標識協会（IALA）、国際民間航空機関（ICAO）、国際電気技術委員会（IEC）、国際水路機関（IHO）、国際標準化機構（ISO）及び世界気象機関（WMO）に対し、これらの研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMOその他の関連国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第362（WRC-15）　156-162.05 MHzの周波数帯で運用される自律型海上無線装置

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　航行の安全性を高めるためには、海洋環境の中で自律的に動作している海洋無線装置を特定し分類する必要がある。この中には、曳航され動力を持たない船及びはしけの上の装置、遺棄船、漂流氷塊及びウェーブグライダ、海中転落者緊急通報装置、潜水者標定、警報及び無線電話装置、漁網標識ブイ、油漏れ追跡ブイ並びに海洋及びそのほかの漂流ブイを含むがこれに限定されるものではない。
b)　このような自律型海上無線装置は、船舶自動識別装置（AIS）技術若しくはデジタル選択呼出装置（DCS）技術を使って運用し、合成音声メッセージを送信し、又はこれらの技